

愛媛県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領

第1 趣 旨

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の認定は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的に、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、県が策定する持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）に即し、農業者が作成する導入計画について知事が認定を行い、当該導入計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）に支援措置を講じようとするものである。

第2 導入計画の作成者

導入計画を作成することができる者は、愛媛県内において農業を営む者とする。

第3 導入計画の申請

- 1 導入計画の認定を受けようとする者は、導入計画認定申請書（様式第1号）及び導入計画（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第2条による様式）を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 1の導入計画認定申請書の提出にあたっては、持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地を管轄する地方局を経由して提出するものとする。
- 3 2で経由する地方局は、導入計画認定申請書に確認書（様式第2号）を添付するものとする。
- 4 導入計画認定申請書の各機関への提出期日は、次のとおりとする。
 - (1) 地方局への提出期日は、各偶数月の1日までとする。
 - (2) 農産園芸課への提出期日は、各偶数月の10日までとする。

第4 導入計画の作成指導

地方局は、第3の1の導入計画を作成しようとする者に対し必要な指導・助言を行うものとする。

第5 導入計画の認定等

- 1 知事は、導入計画認定申請書の提出があったとき、次の基準に適合するものであると認めるときに、導入計画を認定し、申請者に対し認定書（様式第3号）を送付するものとする。
 - (1) 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。
 - (2) 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付け面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付け面積の相当部分を占めていること。
 - (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
 - (4) 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。
- 2 導入計画の認定並びに定着促進の円滑化を図るため、別に定めるところにより審査班を設置し、申請のあった導入計画の内容の適合性を審査する審査会を実施するものとする。
- 3 審査会では、原則として導入計画を作成指導した者が申請内容を説明するものとする。
- 4 1の認定結果は、地方局を通じて申請者に通知するものとする。

第6 導入計画の変更

- 1 認定農業者が認定を受けた導入計画（以下「認定導入計画」という。）を変更しようとするときは、認定導入計画変更承認申請書（様式第4号）及び導入計画を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 認定導入計画の変更手続き等にあたっては、前項1に定めるもののほか、第3、第4、第5の規定に準じて行うものとする。

第7 導入計画の認定の取り消し

- 1 次の場合には、導入計画の認定を取り消すことができるものとする。
 - (1) 認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認められる場合。
 - (2) 法第9条に基づく報告徴収に対して、認定農業者が報告をせず、又は虚偽の報告をし

た場合。

(3) 認定農業者から導入計画の認定を取り下げる旨の請求があった場合。

(4) 認定農業者が離農(死亡を含む)した場合。

2 前項(3)の認定を取り下げる旨の請求をするときは、認定導入計画取り下げ請求書(様式第5号)を作成し、地方局を経由して知事に提出するものとする。

第8 導入計画の実施状況報告

1 知事は、法第9条の規定に基づき、認定農業者に対し、導入計画の実施状況の報告を求めることができる。

2 認定農業者は、知事から実施状況の報告の求めがあったときは、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書(様式第6号)(以下「状況報告書」という。)を、知事が定めた期限までに地方局を経由し提出するものとする。

3 前項2で経由する地方局は、状況報告書の内容を確認し、必要があると認める場合には、現地調査等を行い、指導・助言を行うことができる。

第9 導入計画の再認定

1 認定導入計画を全うした認定農業者が、同じ作物で再び認定(以下「再認定」という。)を受けようとするときは、第3で定める導入計画認定申請書及び導入計画のほかに、第8で定める状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

2 再認定の手続き等にあたっては、前項1に定めるもののほか、第3、第4、第5、第8の規定に準じて行うものとする。

第10 認定書の再交付

認定農業者は、次の場合、認定書再交付申請書(様式第7号)により認定書の再交付を知事に申請することができる。

(1) 認定書を紛失し、汚損し、又は破損したとき。

(2) 認定書に記載されている氏名又は住所を変更したとき。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、導入計画の認定に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成11年12月28日から施行する。

この要領は、平成12年8月17日から施行する。

この要領は、平成15年5月2日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年10月11日から施行する。

この要領は、平成18年5月9日から施行する。

この要領は、平成18年9月26日から施行する。

この要領は、平成19年1月10日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年9月12日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年3月24日から施行する。

この要領は、平成24年3月14日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

(様式第1号)

導入計画認定申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
氏 名

別紙の導入計画の認定を受けたいので、申請します。

(注) 別紙の導入計画（法施行規則第2条による様式）を添付すること。

(様式第2号)

導入計画に関する内容確認書

年 月 日

愛媛県知事

様

地方局長

1 申請者について

住 所	
ふりがな 氏 名	
活動状況	

2 導入計画について

導入計画が導入指針に照らし適切であるか	適切である	適切でない
導入計画の達成される見込みが確実であるか	確実である	確実でない
目標を達成するために必要な施設・機械の購入、 その他の措置が適切であるか	適切である	適切でない

注) 該当箇所を○で囲む。

3 認定者として期待される効果

(様式第3号)

持続性の高い農業生産方式の導入計画認定書

住 所

氏 名

年 月 付けで申請のあった導入計画について、愛媛県
持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領第5の規定
により認定します。

記

- 1 導入計画認定作物
- 2 目 標 年 度
- 3 認 定 番 号

年 月 日

愛媛県知事

印

(様式第4号)

認定導入計画変更承認申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定のあった導入計画を変更したいので、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領第6の1の規定により申請します。

記

1 認定導入計画の変更理由

2 認定導入計画の変更内容

変更事項	変更前	変更後

(注) 別紙の導入計画（法施行規則第2条による様式）を添付すること

(様式第5号)

認定導入計画取り下げ請求書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
氏 名

年 月 日付で認定のあった導入計画を取り下げたいので、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領第7の2の規定により請求します。

記

1 取り下げ理由

(注) 導入計画認定書 (様式第3号) を添付すること

(様式第6号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画実施状況報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで認定のあった導入計画の 年目の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 生産方式導入面積及び収量

作物名	計画	実績
	作付面積 a	a
	収量 kg/10a	kg/10a

注) 複数の作物がある場合は、作物毎に複数段に作成する(以下同じ)。

2 生産方式の内容

作物名	生産方式の内容	資材の使用の量・回数	
		計画	実績
	有機質資材施用技術	施用量 t/10a	t/10a
	化学肥料低減技術	化学肥料由来の窒素投入量 kgN/10a	kgN/10a
	化学農薬低減技術	農薬の使用成分回数 回	回

注) 生産方式の内容が、導入計画で定めた内容と異なる場合は、その旨が分かるよう括弧書で記載する。

3 導入計画未達成の原因及び改善対策

未達成の項目	原因	改善対策

注1) 作付面積と収量については、計画の8割を下回る場合に記入する。

注2) 「改善対策」は、以後の計画達成の可能性等を十分検討のうえ記入する。

(様式第7号)

認定書再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
氏名

年 月 日付けで認定のあった認定書の再交付を受けたいので、愛媛県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定実施要領第10の規定により申請します。

記

- 1 認定番号
- 2 再交付理由